

交野市市制施行50周年記念事業を実施します

☎ 政策企画課 ☎ 892-0121

交野市は、令和3年11/3(祝)に市制施行50周年を迎えます。この大きな節目の年を市民のみなさんとお祝いしながら、これまでのまちの歩みを振り返り、未来につながるまちづくりを考えるきっかけにしていきたいと考えています。

今後は、市民のみなさんと市制50周年を盛り上げるため、さまざまな取組を展開していく予定です。広報紙やホームページで随時お知らせしていきますので、ご確認ください。



記念ロゴマークを策定しました

市のゆるキャラ「おりひめちゃん」を使用した記念ロゴマークを策定しました。このマークは、市の発行物やイベント等で活用する他、市民や事業者等のみなさんも使用できます。

使用を希望する人は、上記のQRコードから詳細を確認のうえ、ご活用ください。



「交野市市制施行50周年記念」冠事業を募集します

市民や事業者のみなさんが、「交野市市制施行50周年記念」の名称を付けて実施する事業やイベントを募集します。名称を付けた事業やイベントは、市のホームページ等でPRできます。応募方法等については、上記QRコードからご確認ください。



手話ではなそう

☎ 障がい福祉課 ☎ 893-6400



① ありがとう



① 胸の前に置いた手首に直角に当てます。
② 利き手を上にあげながら頭を下げます。
力士が懸賞金をもらう時の動作が由来とされています。
※口元や頬の動きも読み取りの参考になります。
言葉どおり口も動かしてください。



① おはよう



① 利き手の全指を握って耳の上にあて、そのまま首の高さまで下におろします。
② 利き手を下ろしながら、体を前に倒しておじぎをします。(深く倒すと、より丁寧になります)
※①は枕を外す仕草で「朝」を表現。そのままおじぎをすると朝の挨拶「おはよう」になります。

軽自動車税に関するお知らせ

☎ 税務室 ☎ 892-0121

軽自動車税(種別割)に関する手続き

毎年、4月1日現在に市内に対象車両の所有者に課税されます。4月2日以後に廃車してもその年度分の税が課税されます。

対象車両 原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車(フォークリフト・農耕用トラクター等、公道走行有無に関わらず)・二輪の小型自動車(オートバイ)

申告期限 ▷登録:購入・譲受等から15日以内、▷廃車:廃棄・譲渡等から30日以内

申告に必要なもの(原動機付自転車・小型特殊自動車の場合)

▷登録 印鑑、本人確認書類、販売証明書等

▷廃車 印鑑、本人確認書類、標識交付証明書等・交野市のナンバープレート

※古物販売許可を持つ人以外の第三者が申告する際は所有者からの委任状等が必要です。

申告場所

▷原動機付自転車・小型特殊自動車 市役所本館1階税務室税務総務係

▷排気量125ccを超える二輪車 大阪運輸支局(寝屋川市) ☎050-5540-2058

▷三輪・四輪の軽自動車 軽自動車検査協会(高槻市) ☎050-3816-1841

軽自動車税(種別割)の税率

原付・ミニカー・2輪の小型自動車・小型特殊自動車

車種区分		標準税率(年額)
原動機付自転車	排気量50cc以下、51cc~90cc	2,000円
	91cc~125cc	2,400円
	ミニカー 50cc以下	3,700円
2輪の小型自動車	251cc~	6,000円
小型特殊自動車	農耕用(トラクター等)	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円

軽自動車

車種区分	標準税率(年額)	旧税率(※1)	重課税率(※2)	
2輪126cc~250cc	3,600円	—	—	
3輪	3,900円	3,100円	4,600円	
4輪乗用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	営業用	6,900円	5,500円	8,200円
4輪貨物	自家用	5,000円	4,000円	6,000円
	営業用	3,800円	3,000円	4,500円

※1 初度検査年月(その車両の初回番号指定時の検査が行われた年月のこと。車検証に記載)が平成27年3月以前の車両が対象。

※2 初度検査後13年を超える車両が対象。

軽自動車のグリーン化特例

令和2年4/1~3年3/31の間に初度検査を受けた軽自動車のうち、下記の車両は令和3年度のみ下表のとおり税が軽減されます。

車種	標準税率	税率(年額)			
		対象基準と税率の軽減率			
		電気・天然ガス軽自動車 平成30年排出ガス基準 適合または平成21年排出 ガス基準10%低減車	ガソリン・ハイブリッド軽自動車 平成17年排出ガス基準75%低減達成車または 平成30年排出ガス基準50%低減達成車		
適用条件	乗用	75%軽減	50%軽減	25%軽減	
			令和2年度燃費基準 +30%達成車両	令和2年度燃費基準 +10%達成車両	
適用条件	貨物	75%軽減	平成27年度燃費基準 +35%達成車両	平成27年度燃費基準 +15%達成車両	
			3輪	3,900円	1,000円
4輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
4輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

軽自動車税種別割の減免

減免の申請期間は、納税通知書がお手元に届いてから(5月上旬予定)、納期限(5月末日)までです。減免の詳細は広報5月号または納税通知書に同封している案内をご覧ください。